

# 子育て世帯の家計を応援します

## 児童手当が拡充します

- 所得によらず、支給の対象となります。
- 支給期間を高校生年代まで延長します。
- 第3子以降はより手厚く、一人当たり月3万円に大幅増額します。
- 4か月に1回から、2か月に1回の支給になります。



(24年10月から)

| 所得制限なし | 支援対象    | 児童手当(月額) | 第3子以降<br>3万円<br><small>※多子加算のカウント方法を見直し</small> |
|--------|---------|----------|---|
|        | 0歳~3歳未満 | 1.5万円    |   |
|        | 3歳~小学生  | 1万円      |   |
|        | 中学生     | 1万円      |   |
|        | 高校生     | 1万円      |   |

## 出産等での経済的負担を軽減します



### Step.1 出産育児一時金の増額

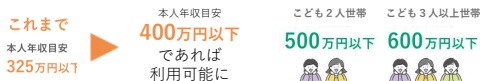


### Step.2 出産費用(正常分娩)の保険適用を含め、出産に関する支援等の更なる強化の検討

## 大学等にかかる教育費負担を軽減します

貸与型奨学金の減額返還制度を利用しやすく、年収要件等を緩和します。(24年度から)

### 年収上限引き上げ



詳しくはこちら



また、所得連動返還方式を利用している人については、返還額算定のための所得計算の際、こども1人につき33万円を控除します。(24年の所得から適用)

### 授業料等減免・給付型奨学金(返還不要)の対象を拡大します。

扶養するこどもが3人以上の多子世帯や、理学・工学・農学の私立大学等に進学する学生を対象に、世帯年収600万円程度(目安)まで対象を拡大します。(24年度から)



詳しくはこちら



こどもを3人以上扶養している場合については、所得制限なく、家庭の負担する大学授業料等が2人分以下となります。(25年度開始)

### 「授業料後払い制度」を大学院生(修士段階)を対象に導入します。

「授業料後払い制度」は、在学中は授業料を納付せず、卒業後の年収に応じて納付ができる制度です。(24年度から)

## スキルアップを応援します

教育訓練給付について、給付率を拡充します。(24年度から)

さらに、訓練期間中の生活を支えるための新たな給付や融資制度を創設します。(25年度中開始へ)

詳しくはこちら



## 年収の壁を意識せずに働きやすく

社会保険(厚生年金・健康保険)の適用対象がさらに広がり、出産手当金の支給や、老齢年金の充実などメリットが受けられる方が増えます。



詳しくはこちら



### 「年収の壁・支援強化パッケージ」実施中 23年10月から

パート・アルバイトの方がいわゆる106万円・130万円の壁を意識せずに希望通り働くことのできる環境づくりを後押ししています。

詳しくはこちら



## 住まいの支援

子育て環境の優れた公営住宅への優先入居のほか、空き家の改修、サブリースの促進等によって、

子育て世帯に適した住宅を、今後10年間で30万戸確保。



フラット35の金利負担軽減

詳しくはこちら



★は、企業や全世代が応援して拠出する「子ども・子育て支援金」を充てて実施する施策です。

支援金制度は、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が子育て世帯を支える連帯の仕組みです。

2026年度に創設し、2028年度までに段階的に導入します。医療保険料とあわせて拠出いただきます。

歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で構築します。

◇は、記載の時期での制度開始を目指して所要の法案を提出する予定の施策です。本資料は2024年2月1日時点の情報により作成しています。